

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年9月24日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年9月24日（金） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	8 毛塚 登	9 青木 則夫
10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟	13 生澤 良一
14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗	17 早乙女とみ
18 渡邊 昭男	19 中田 秀雄	20 田中 健一	21 縫村 啓子

欠席委員 7 糸井世志江

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	栃木県農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について
議案第6号	栃木県農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号	栃木県農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年9月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は7番糸井委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、8番毛塚登委員、9番青木則夫委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が7件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、鍋山町を中心に米・そばを作付しています。申請地でも

そばを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

2番、3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。2筆を別々の所有者から購入するため、番号が別となっております。

譲受人は、星野町を中心に米・梅・甘茶を作付しています。申請地では、梅・甘茶を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

4番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米・ニラ・麦を作付けしています。申請地でも、ニラ・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

5番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町部屋を中心に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

6番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町部屋を中心に米・麦・大根・ニラ・ネギ等を作付けしています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

7番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町藤岡を中心に米・麦・大根・ニラ・ネギ等を作付しています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

以上7件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (生澤委員)	今回の北部調査委員長の13番生澤です。 今回は私と8番毛塚委員、21番縫村委員の3名と事務局2名で、22日月曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回北部は、所有権移転の申請が4件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回の南部調査委員長の16番大谷です。 今回は私と14番鈴木委員、19番中田委員の3名と事務局2名で、19日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が3件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の4ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、既に農家住宅として利用している農地を是正する転用です。地図は1ページです。 申請地は現在農家住宅敷地として利用しております。 この度自宅の建て替えに伴い調査したところ、農地台帳上の農地部分と宅地部分が現状と違うことが判明しました。 農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続するため例外規定に該当します。 なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。 取水は上水道、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (生澤委員)	今回北部は、農家住宅の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、14番鈴木委員をお願いします。
鈴木委員	14番鈴木です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の

		問題もないと思われます。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査		議案書の6ページをご覧ください。 今回は9件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、令和5年8月に結婚しましたが、それぞれの実家で暮らしています。各々の実家は手狭であり、二人の暮らすスペースが確保できないことから住宅の建築を計画しました。 申請地は父が所有し、実家の近隣地であり、将来の親の面倒をみることや子育て等のことを考え、申請地として選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。 取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。 事業計画者は、市内の貸家に妻と子供ともに居住しておりますが、両親が高齢になり、実家近くに住み、両親を支えたいと考え、住宅の建築を計画しました。両親に相談したところ実家隣接地の土地を提供してもよいとの返事を貰えたこともあり、今回の申出地が適地と

判断しました。

農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3 番については、砂利採取及び表土置場への転用です。地図は 4 ページです。

事業計画者は、砂利採取事業を行う法人です。申請地は、良質な砂利の採取が見込まれるため、事業地として砂利採取事業を計画しました。なお、本件は令和 7 年 5 月に一時転用許可した案件の砂利採取と表土置場を入れ替えて申請するものです。

農地の区分は、農用地ではありますが、一時転用であるため不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、倉庫兼資材置場への転用です。地図は 5 ページです。

事業計画者は、建築工事全般を営む個人事業主です。事業所は近接地にあり、長年に渡り倉庫兼資材置場として利用しておりました。この度、所有者から土地の取得依頼があり地目整理したところ、農地であったことから是正のための申請となります。

なお、農地を倉庫兼資材置場敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

5 番については、一般住宅への転用です。地図は 6 ページです。

事業計画者は、上三川町のアパートにて、妻と共に居住しておりますが、現在の住居では手狭であり、将来の生活を考え、住宅の建築を計画しました。

申請地は母が所有し、両親の家に隣接するため、長男として実家を継ぐことも考慮し申請地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりがある第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後排水路へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、大平町西野田の実家にて両親、姉と同居しておりますが、手狭になり、独立するために住宅の建築を計画しました。

申請地は宅地化が進んでおり周辺農地への影響も少なく、父の所有する土地を借りることができることから申請地として選定しました。

農地の区分は、古澤歯科医院およびほしの整骨院から500m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、資材置場への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、自動車・中古トラックの買取・販売の事業を営んでおります。

北関東エリアの事業所を栃木市に構え、220台前後の車両を保有しており、現在の敷地では常に在庫の車両で満杯の状態です。さらにネットでの集客から地域密着型販売を主とする販売方針の変化により、店舗での在庫を多く持つ必要があることから今回の申請地を資材置場、すなわち販売する自動車、中古トラック及び中古重機等の商品展示場として整備することを計画しました。

申請地は現在使用している店舗敷地と近接するため利便性が良く、また国道50号に面しており、商品展示場として最良であるため選定しました。

なお、既に申請地に砂利を敷いて利用してきたことについては、始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がりがある第1種農地ですが、隣接地する土地と一体として同一の事業目的に供するため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

い。

(写真説明)

8番、9番については、太陽光発電設備への転用です。事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたします。地図は9ページ、10ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生エネルギー推進・脱炭素の理念に基づき、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上9件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、3番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(生澤委員)

今回北部は、一般住宅が2件、倉庫兼資材置場が1件、砂利採取及び表土置場が1件の合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(大谷委員)

今回南部は、一般住宅が2件、資材置場が1件、太陽光発電設備が2件、合計5件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許

	可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番、2番について、15番巻島委員お願いします。
巻島委員	15番巻島です。 1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号3番について、6番大塚委員お願いします。
大塚委員	6番大塚です。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、特に問題ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号4番について、10番田谷委員お願いします。
田谷委員	10番田谷です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号5番について、13番生澤委員お願いします。
生澤委員	13番生澤です。 5番の案件ですが、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、問題ないと思われます。よろしくご審議お願いします。
議 長	番号6番について、8番毛塚委員お願いします。
毛塚委員	8番毛塚です。 6番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号7番について、9番青木委員お願いします。
青木委員	9番青木です。

議 長	7番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。 番号8番、9番について、19番中田委員をお願いします。
中田委員	19番中田です。 8番、9番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、何の問題もないかと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、3番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の9ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は11ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、地図は12ページです。 申請地は3筆で、航空写真等により、平成6年以前から宅地として

	利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回南部は、2件の申請がありました。 2件とも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、3番石塚職務代理者をお願いします。
石塚職代	3番石塚です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号2番について、16番大谷委員をお願いします。
大谷委員	16番大谷です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案の通り証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定

	いたしました。
議 長	次に、議案第5号「栃木市農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について」を議題とします。 なお、番号3番につきましては、5番小林委員に関係する案件であります。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に基づき、審議に加われませんので、番号3番とそれ以外に分けて審議いたします。
議 長	最初に、番号1番、2番について審議いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の11ページをご覧ください。 今回は、3件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番、2番については、同一の事業者がトイレ兼更衣室及び駐車場のための申出です。 地図は13ページです。 事業計画者は、木野地町において家族4人と従業員20名（内男性3名）で施設園芸トマト、水稻、その他野菜（ネギ、ナス、オクラ等）を栽培する認定農業法人です。 現在、農作業で作業着が汚れたり、汗をかいて着替える必要がある時はハウスの片隅や自家用車の中で着替えを行っております。また、作業途中でトイレに行く際は、自宅や近所の公園のトイレを利用しております。また、1番のトマトハウスでは9台、2番のトマトハウスでは10台の従業員駐車場を確保する必要があります。 そのため、従業員の職場環境の改善と、農作業の効率化を図るため、既存のトマトハウスの横にトイレ兼更衣室及び駐車場を整備することを計画いたしました。 用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
(五十畑職代)

2番の五十畑です。

今回は、私と若色会長、石塚職代の3名と事務局2名で、18日木曜日、書類審査及び現地調査を行いました。

それでは、調査の結果を報告いたします。

今回は、2件の申出がありました。トイレ兼更衣室及び駐車場が2件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

番号1番、2番について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、「意見なし」として回答することに決定いたしました。

議 長

次に、番号3番について審議いたします。

先ほど申し上げたとおり、小林委員におかれましては、当該案件の審議開始から終了するまで退席してください。

(5番小林委員退席)

議 長

事務局より番号3番について説明をお願いします。

佐藤主査

3番については、駐車場のための申出です。地図は14ページです。

事業計画者は、大平町西山田にてぶどうの栽培を行う農業者です。現在直売所に隣接する駐車場は12台分しかなく、時間帯によっては駐車場が満車となり、駐車待ちで渋滞し、近隣に迷惑をかけている状態です。従業員用10台分及び来客用駐車スペース29台、合計39台分の駐車スペースが必要な状況です。

申請地は現在の直売所から道を挟んだ向かい側の隣接地であり、十分な面積を確保できることから事業計画地としました。

	用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 (五十畑職代)	今回は、1件の申出がありました。駐車場が1件です。 書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様 の慎重なご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 番号3番について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議 長	これより小林委員の入室を認めます。 事務局は小林委員に入室することを伝えてください。 (5番小林委員着席)
議 長	次に、議案第6号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について(除外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の13ページをご覧ください。 今回は、6件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、幼稚園敷地拡張のための申出です。地図は15ペ

ージです。

事業計画者は、幼稚園を営んでおります。

現在、二農家と契約を結び、ジャガイモ及びサツマイモ等の収穫体験をしておりますが、遠方であるためマイクロバス等を利用しています。昨今の燃料費高騰により予算を圧迫しております。

また、自然環境豊かな多目的広場を構築し、精神的に心豊かな園児や乳児を育成したいと思っておりますが、既存の園庭には遊具が設置され、運動用グラウンドとして利用していることから、外の用途として利用できません。

そのため、幼稚園の隣接地である今回の申出地へ農園及び多目的広場を造成することを計画いたしました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、既存敷地の拡張の不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番については、説明の都合上、6 番の後で説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

3 番については、駐車場及び資材置場のための申出です。地図は 17 ページです。

事業計画者は、解体工事の専門業者として経営しており、令和 5 年に申出地の近接地に移転しました。

移転した本社敷地は 5,518 m²ありますが、大型重機及び特殊機器と資材置場、社員駐車場及び外注業者駐車場の確保に日々苦心しております。解体業の近況は高度成長期に建設された建物や公共施設の解体整備が多くなっており、公共インフラ及び大型建築物の老朽化等が社会問題になっており、その解体工事を行うためには大型かつ専門性の高い重機が必要となり、社会的需要に応えるため、事業拡大を行う必要があります。

そのため、大型重機及び特殊機器と資材置場、社員駐車場及び外注業者駐車場を新たに整備することを計画しました。

申出地は本社から近接地でもあることから、今回の申出地が適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、隣接地する土地と一体として同一の事業目的に供するため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅のための申出です。地図は18ページです。

事業計画者は、市内の借家に夫婦と子供2人の4人で居住しております。夫婦で妻の祖父母の農業を手伝いながら、家族や祖父母とともに子供たちの成長を見守り農育や食育などに積極的に関われる生活環境を求め、妻の祖父母宅近くでの住宅建築を計画しました。

祖父母に相談したところ申出地を提供しても良いとの返事を貰えたこともあり、今回の申出地が適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、農家住宅のための申出です。地図は19ページです。

事業計画者は、ニラを栽培する農業者です。

今回住宅の老朽化に伴い建て替えを考え、土地の整理をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したことから是正による申出となります。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅のための申出です。地図は20ページです。

事業計画者は、現在宇都宮市内の借家にて生活しておりますが、自己用住宅に住むことにより生活環境を整え、また、大平町西水代に母が一人暮らしであること、近隣に祖父母もあり、高齢で介護の必要性もあることから、住宅の建築を計画しました。

母や、祖父母の住宅の近隣であり、母方の祖父から土地を提供してもらえることから今回の申請地が適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、事業計画は全体で約26.6haの産業団地造成を

	目的に、市街化区域編入を行うための申出です。地図は16ページです。 申出地は、栃木1Cに近接しており、水害や地震等の自然災害が少ないことから、データセンターの誘致を最優先とした上で、製造業及び運輸倉庫業の誘致を見込んでおります。 除外後は、都市計画決定がなされる予定です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) また、本件について担当課である産業基盤整備課に事業の詳細について説明をお願いしております。見目係長をお願いします。 (産業基盤整備課より事業の詳細の説明)
産業基盤整備課 基盤整備係見目係長	
佐藤主査	以上で説明を終わります。除外後は農地転用の申請がなされるところと思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 (五十畑職代)	今回は、6件の申出がありました。 一般住宅が2件、農家住宅が1件、幼稚園敷地拡張が1件、駐車場兼資材置場が1件、産業団地造成が1件です。 書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご慎重なご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第6号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

議 長	次に、議案第7号「栃木市農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の16ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は21ページです。 このたび、自己住宅敷地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 2番については、地図は22ページです。 このたび、親の住宅の相続に伴い土地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 以上で説明を終わります。いずれも、農振除外後は非農地証明の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 （五十畑職代）	今回は、2件の申出がありました。 いずれも20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第7号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第 7 号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する 137 件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 8 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第 8 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。
議	長	県農業振興公社に関する 4 件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 9 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第 9 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第4号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年9月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時50分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 (若 色)

署名委員 (毛 塚)

署名委員 (青 木)